

【勤務地：東京都区内】

期間業務職員の採用について（障害者雇用、内閣官房防災庁設置準備室）

内閣官房副長官補室（防災庁設置準備室）では、障害者を対象とした期間業務職員を次のとおり募集いたします。

組織改編があった場合は、新設または移管先の組織にて採用となる場合がございます。

※「防災立国の推進に向けた基本方針（令和7年12月26日閣議決定）」において、「防災庁の設置に当たっては、次期通常国会において関連法案を提出し、法案成立の後、防災庁の業務遂行に必要となる所要の準備を行った上で、令和8年中の設置を目指す。」とされています。

1. 採用予定官職

期間業務職員（※非常勤）

2. 職務内容

一般事務補助

- ・勤怠管理、旅費、児童手当、福利厚生・共済事務
- ・パソコンを使った資料作成、書類管理、資料発送
- ・その他常勤職員の事務的な補助業務

※ 具体的な仕事内容は適性にに応じて配慮しますので、ご相談ください。なお、組織の業務の都合又は本人の適性により、任期の途中で、職務を変更する場合があります。

3. 設備状況

- ・出入口段差：無
- ・出入口ドア：自動・引き戸
- ・エレベーター：有
- ・階段手すり：両側
- ・車椅子移動スペース：有
- ・トイレ：車椅子用有
- ・電話対応：有（応相談）

4. 募集対象及び資格

次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※ 下記の手帳等は応募時及び面接試験日当日において有効であることが必要です。

- (1) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

- (2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- (3) 精神障害者保健福祉手帳

なお、以下に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 求める人材

- ・高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- ・基礎的なパソコン操作が可能な方（Word、Excel、PowerPoint 等）
- ・協調性があり、職員の指示に従って積極的に業務に取り組む意欲がある方

6. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和8年4月1日以降 ※ご希望に応じて可能な範囲で調整します。

(2) 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（採用後、1ヶ月間は条件付採用期間）

※ 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、雇用期間満了後に更新（再採用）されることもあります。

7. 就業時間

8：30～17：15

休憩時間 12：00～13：00までの60分

※ 仕事内容によっては時間外勤務を伴うことがあります。

※ 組織の業務の都合により、9：30～18：15となる場合があります。

8. 給与

日給月給制

日給 11,190円～13,170円/日（経験年数による）

※ 給与法改正に伴い変更となる可能性があります。

その他に賞与、通勤手当（月額150,000円以内）、住居手当（月額28,000円以内）、超過勤務手当あり。

9. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

10. 休日

土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

11. 休暇

年次休暇10日（契約更新時に繰越可。）

※ その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。

12. 就業場所

東京都千代田区永田町1-6-1又は東京都港区赤坂2-4-6

13. 加入保険

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※ 再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入へ切り替わります。

14. 募集人数

2名程度

15. 応募要領

(1) 提出書類

①履歴書（市販のもので可、カラー写真貼付）

（職務経歴書及び志望動機（200字程度）などを記載したもの）

②面接時配慮事項調査票（指定様式有り）

配慮を必要としない場合もご提出ください。

職務遂行上の配慮事項の確認のため、障害の状況（種別や程度）や配慮事項を可能な範囲で応募書類にご記入ください。

※ 提出書類は、返却いたしません。当局にて責任を持って破棄いたします。

※ 提出書類に記載された個人情報につきましては、本件採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

(2) 提出方法

以下の①又は②のいずれかの方法で提出してください。

① 電子メール（件名を「期間業務職員応募」と記載の上、提出書類データをPDFファイルにて提出してください。）

② 郵送（封筒の表面に、朱書きで「期間業務職員応募書類在中」と記載願います。）

(3) 提出先

① 電子メールの場合（送信先）

メールアドレス：bousai_jinji_saiyo☆cas.go.jp

※ メール送信時は「☆」を「@」に置き換えて送信をお願いします。

② 郵送の場合（郵送先）

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎第8号館 内閣官房防災庁設置準備室 採用担当 宛て

(4) 提出締切り

令和8年3月16日（月）必着

※ 応募書類の提出に応じ、募集期限前であっても随時面接を行い、採用者が決定次第、締切りとさせていただきます。

16. 選考方法

1次選考：書類選考

2次選考：面接

- ※ 書類選考の上、面接を行うこととなった方のみ、2次選考の日時、場所等をご連絡いたします。
- ※ 応募書類の提出に応じ、募集期限前であっても随時面接を行います。
- ※ 書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、面接（2次選考）の日時・場所をご連絡いたします。
- ※ 令和8年3月20日（木）までに当方より連絡がない場合には、1次選考の結果が不合格となりますのでご了承ください。
- ※ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしておりますので、あらかじめカード取得を手続きして頂くことになります。

<お問合せ先>

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房防災庁設置準備室 採用担当 川上、前田

電話（03）5253-2111代 内33913